

平成29年5月（第8回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成29年5月26日（金） 午前10時50分～午前11時30分

2 場 所

周防の森ロッジ 研修室

3 出席委員

能美教育長、永岡委員、河村委員、寺崎委員、中西委員

4 事務局

教育委員会事務局：蔵下教育部長、和田学校教育課長、弘文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、樺山図書館長、太田教育総務課長、松岡学校給食センター業務係長、影土井教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 教育開発研究所の調査研究について
- (2) 中学校春季県体の結果について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第15号 平成28年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成29年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成29年度事業計画を市議会に報告することについて教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内 容

平成28年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成29年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

1日あたりの入館者数は、年間入館者数を開館日数で割ったものか。

② 回 答

休館日を除いた開館日数で割った人数である。

① 意 見

最近、冠山総合公園にバス等で多くの方が来園されているが、そうした影響も受けて、ふるさと郷土館の入館者数も増えてきているか。

② 回 答

そうした影響も多少あるかと思う。その他の要因としては、昨年度より、普賢祭りの際にふるさと郷土館の無料開放を始めたことが大きいものと思われる。通常開館日の入館者数はあまり増えていないのが現状である。

① 意見

ふるさと郷土館の事業について、小中学生の見学等への対応とあるが、市外の学校からの来館等はあるか。

② 回答

市内外の小中学生が社会科等の学習で来館されている。

① 意見

市外からの来館者が伊藤公資料館等、合わせて市内の他の施設を見学するといったケースはあるか。

②-(1) 回答

ふるさと郷土館の入館と合わせて市内各施設も訪問するプランをもってもらえるかどうかだと思う。そうしたプランを持ってもらえるよう工夫が必要だと考えている。

②-(2) 回答

社会科の授業に用いる「光市のすがた」という副読本を作成、すべての小学生に配布し、特に小学3年生の社会科見学で市内の各施設を見学している。そうしたなかで、ふるさと郷土館に行く機会も多いものと考えている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

イ 議案第16号 平成28年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成29年度事業計画について

(ア) 概要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成29年度事業計画を市議会に報告することについて、教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内容

平成28年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成29年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

地区の指導者で資格を持った方は何名ぐらいいるか。

② 回答

スポーツ振興会の指導者でいえば、2名である。

① 意見

多くの事業を積極的に実施しているものと感じている。

② 回答

子どもの苦手克服スポーツ塾などについてはミズノに委託しており、充実した内容になっている。

① 意見

「事業収入」のうち「市業務受託収入」では、どのような業務を受けているか。

② 回答

スポーツ振興会に学校の体育施設の開放等における窓口業務をすべて委託しており、その受託収入である。

① 意見

学校の体育施設の開放について、鍵の管理は学校近隣の方がされているのか。また、鍵の管理に伴う支出はあるか。

② 回答

体育館の鍵の管理については、学校ごとに委託契約を締結し、委託料を支出している。スポーツ振興会では窓口業務として、使用に伴う申請、許可業務等をお願いしている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

ウ 議案第17号 光市青少年補導委員の委嘱について

(ア) 概要

光市青少年センターの設置に関する規則に基づき、青少年補導委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内容

光市青少年センターの設置に関する規則に基づき、平成29年6月1日から平成30年5月31日の1年間の任期において、256名に光市青少年補導委員を委嘱するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

エ 報告第18号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概要

光市立図書館協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

平成29年4月1日付の教職員の人事異動に伴い、光市立図書館条例第5条の規定に基づき、2名の学校関係者に委員を委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

オ 報告第19号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について

(ア) 概要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内 容

平成 29 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき、3 名を任命及び 1 名の役職を変更することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により代決したことについて報告するもの。

カ 報告第 20 号 光市立学校の将来の在り方検討会議委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市立学校の将来の在り方検討会議委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内 容

所属団体における役職の変更に伴い、光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱第 3 条の規定に基づき、1 名に委員として委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により代決したことについて報告するもの。

キ 報告第 21 号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市人権教育推進協議会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市人権教育推進協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間の任期において、46 名を委員に委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により代決したことについて報告するもの。

ク 報告第 22 号 光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について

(ア) 概 要

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市奨学金貸付審議会規程第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間の任期において、6 名に委員として委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により代決したことについて報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

委員名簿と審議会規程第 2 条第 2 項に定めのあるものを見ると、教育委員会の委員と教育委員会の教育長の名簿が反対になっているが、何か理由があるか。

② 回 答

特段の理由や意図はない。

ケ 報告第23号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

所属団体における役職の変更に伴い、光市学校運営協議会規則第5条の規定に基づき、1名に委員として委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

コ 報告第24号 光市学校運営協議会規則の一部改正について

(ア) 概要

光市学校運営協議会規則の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内容

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、光市学校運営協議会規則の一部改正を行うことについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

サ 報告第25号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内容

所属団体における役職の変更に伴い、社会教育法第15条の規定に基づき、1名に委員として委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

シ 報告第26号 光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内容

光市教科用図書研究調査協議会規則第3条の規定に基づき、平成29年4月1日から平成29年8月31日の任期において、9名に委員を委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

ス 報告第27号 光市教科用図書研究調査協議会規則の一部改正について

(ア) 概要

光市教科用図書研究調査協議会規則の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市教科用図書研究調査協議会は、教科用図書の研究調査に関する事項について協議する組織であることから、光市教科用図書研究調査協議会規則の一部改正を行うことについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により代決したことについて報告するもの。